

---

## 特待生制度

---

### 1. 特待生制度

平成 29 年度より、給費生制度から「特待生制度」に名称が変更になりました。

特待生とは、特に学業成績・人物ともに優秀な学生に対し、学費を免除する制度です。免除額は授業料の1/4額、半額、3/4額、全額、さらに、特に優秀な成績を修め、将来が嘱望される場合は、授業料全額に加えて施設費も対象となります。

対象	大 学 音楽学部 1～4年 音楽専攻科 短 大 音楽科 1～2年(長期3～4年) 大 学 院 音楽研究科 修士課程 1～2年 博士後期課程 1～3年
人員	各年次 若干名
免除額	授業料の1/4額、半額、3/4額、全額、全額+施設費
採用	新入生については入試成績にて採用 2年生以上については、学内成績により、各専攻の部会推薦により採用
期間	当該年度1ヶ年
取消	特待生としてふさわしくない行為があった場合